

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説(2020年度改定版) 「計量混合調剤加算」

作成：日医工株式会社(公社) 日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

凡例

疑義解釈

資料更新

p2 液剤の予製剤の点数を5点を7点に修正しました

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したのですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

資料No.20210428-1121-1

# 日医工がお届けする **Stu-GE** では、 調剤報酬の全点数 について詳細な解説資料をご用意しております



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598>

Stu-GE 調剤報酬全点数



調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数 資料掲載確認表 (2021年5月14日時点)

日医IMPS

分類	点数名	要件	点数	資料名	Stu-GE	ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事	
薬学管理科	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき		「薬剤服用歴管理指導料(1~3、特例)」	1067	<a href="https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868">https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/44">https://yakumed.jp/articles/44</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/54">https://yakumed.jp/articles/54</a>
	① 3カ月以内に再来局 (かつ 手帳による情報提供)		43点					
	② ①、③、④以外		57点					
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点					
	薬剤服用歴管理指導料 (特例)	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は算定不可	13点					
	④ 情報通信機器を使用	月1回まで、各加算は算定不可	43点	「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	<a href="https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873">https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/57">https://yakumed.jp/articles/57</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/67">https://yakumed.jp/articles/67</a>
	麻薬管理指導加算		22点	「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」	1074	<a href="https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884">https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/55">https://yakumed.jp/articles/55</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/60">https://yakumed.jp/articles/60</a>
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点					
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点					
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点	「特定薬剤管理指導加算 1,2」	1072	<a href="https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877">https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/51">https://yakumed.jp/articles/51</a>	<a href="https://yakumed.jp/articles/59">https://yakumed.jp/articles/59</a>
特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る薬剤、月1回まで	100点						

2種類以上の薬剤を計量し、かつ、混合して、内服薬若しくは屯服薬または外用薬を調剤した場合は、1調剤につきそれぞれ次の点数（予製剤の場合は20/100に相当する点数）を各区分の所定点数に加算する

【下記内容は算定不可】

- ・自家製剤加算を算定した場合
- ・薬価収載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤を調剤した場合



剤形	点数	予製剤 (20/100)
液剤の場合	35点	7点
散剤又は顆粒剤の場合	45点	9点
軟・硬膏剤の場合	80点	16点

### 混合例

液剤 + 液剤

クリーム剤 + 軟膏

ドライシロップ + 液剤

分包品は算定不可

### 処方医薬品が微量で調剤又は服用が困難な場合

賦形剤  
矯味矯臭剤

確認

了解

医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題がないと判断される場合に限り行う

【平成14年4月11日】（問1）【平成16年3月30日】（問1）

【Q】医師の指示に基づき液剤に散剤を加え用時振とうして服用するよう患者に指示の上交付したものは、計量混合調剤加算は算定可能か？

【A】

①2種類以上の散剤または顆粒剤を各々計量混合した場合

②2種類以上の液剤を各々計量混合した場合

③2種類以上の軟・硬膏剤を各々計量混合した場合

であり、それ以外には、調剤上特殊な技術工夫を伴わない、ドライシロップ剤と液剤の混合なども計量混合調剤加算の対象である。

【平成14年4月11日】（問2）【平成16年3月30日】（問2）

【Q】プロチン液とセネガシロップを混合した場合には、計量混合調剤加算を算定するのか？

【A】その通り。自家製剤加算は、個々の患者の特性に合わせ、市販されている剤形、含量では対応できない場合の製剤技術を評価したものであり、原則、剤形変更が伴う場合に算定可能である。一方、計量混合調剤加算は、剤形変更を認めない散剤、顆粒剤、液剤、軟・硬膏剤の混合の場合に算定する。

①軟膏＋クリーム ②散剤＋顆粒 の場合も算定可能

【平成14年4月11日】（問3）【平成16年3月30日】（問3）

【Q】計量混合調剤加算は、内服薬及び頓服薬の場合のみか？

【A】その他外用剤として軟・硬膏剤、外用散剤、外用液剤も算定可能

【平成14年4月11日】（問4）【平成16年3月30日】（問4）

【Q】服用しやすくするためにシロップ剤に単シロップなどの矯味・矯臭剤を加えても計量混合調剤加算が算定できるのか？

【A】医療上の必要性が認められる場合は算定可能であるが、医療上の必要性が認められず、患者の希望に基づく甘味剤等の添加では計量混合調剤加算は算定できない。なお、当該サービスについて、一定の要件を満たせば患者から実費を徴収しても差し支えない

日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- ・ 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ・ 調剤報酬全点数情報
- ・ 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・ DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・ その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無 料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を！！

会員特典 1

資料の先行公開

会員特典 2

更新情報をメールでお知らせ



スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>